宮崎県酒類販売事業者等緊急支援金申請要領
（令和４年１月～３月影響分）

【申請受付期間】

令和４年３月１０日（木）から同年５月３１日（火）まで

【申請書類の提出方法】

郵送のみ受付　令和4年５月３１日（火）まで（消印有効）

＜宛先＞
〒880-0801　宮崎市老松2丁目1番12号　1階
宮崎県小売酒販組合連合会　宛

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**持参による提出は原則受け付けません。**
※ **送料が不足する場合は受け付けません。**発送前に送料を御確認のうえ提出してください。
※ 封筒オモテ面に「**申請書（酒類事業者等支援金）在中**」と朱書きで記載してください。
※ 封筒ウラ面には差出人の御住所及び御氏名を記載してください。
※ **レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法**で郵送してください。

【酒類販売事業者等緊急支援金ホームページ】

右のQRコードを読み取るかクリックすると御覧いただけます。

【お問い合わせ】

県や市町村の窓口では申請の相談等を行っていません。
支援金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞
宮崎県小売酒販組合連合会
電話番号：０９８５－２６－３５６７　９時から１７時まで（土日祝を除く）

※必ずお読みください※

1. 支援金の支給決定後、虚偽又は支給要件に該当しない事実等が判明した場合は、支援金の支給決定を取り消すとともに、支援金を振込済みの場合は、支援金を全額返還していただくこととなります。

2. 支援金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。

3. 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ補正や追加の書類提出を求める連絡を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、宮崎県の指定する期間内に解消しなかった場合は、申請者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし、不支給の決定を行います。

4. 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、申請者名等を警察へ通報します。

1　支援金の概要

■趣旨

国のまん延防止等重点措置等の本県への適用に伴う飲食店等での酒類提供停止要請による影響を踏まえ、特に大きな影響を受ける県内酒類販売事業者等を対象に、令和４年１月から３月までの期間において国の事業復活支援金（対象月の事業復活支援金の給付相当額）の５分の１の額を控除したうえで支援金を支給します。

（※）「事業復活支援金」とは、令和３年11月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな影響を受け、売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した中小企業等及び個人事業者等に対する国の支援金です。
詳細については、以下のサイトからご確認ください。
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/

■支給対象事業者

宮崎県内に本店又は主たる事業所を有する酒類販売事業者等（※）

（※）「酒類販売事業者等」とは、酒税法第７条第１項に規定する酒類の製造免許又は同法第９条第１項に規定する酒類の販売業免許を受けている中小法人又は個人です。

■支給額

国のまん延防止等重点措置等の本県への適用があった令和４年１月から３月までのそれぞれの月（以下「対象月」といいます。）において、１事業者あたりの売上減少割合（※）に応じて定められた以下の表に掲げる金額を上限に、**各月の売上減少額（※）から国の事業復活支援金（対象月の事業復活支援金の給付相当額）の５分の１の額を控除した金額を支給**します。ただし、基準月を含む事業年度の年間売上額が１億円超の事業者は、以下の表に掲げる金額の上限を1.5倍に引き上げます。

（※）売上の減少額、減少割合については、対象月の売上額と平成31年、令和２年又は令和３年の同月（以下「基準月」といいます。）の売上額を比較したものとします。

売上減少割合		30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上
申請者区分	中小法人 （※）	10万円／月	20万円／月	40万円／月	60万円／月
	個人事業者	5万円／月	10万円／月	20万円／月	30万円／月

※　「中小法人」とは、資本金の額又は出資の総額が10億円未満である法人（資本金等の額が定められていない場合は、常時使用する従業員（労働基準法第20条の規定に基づき、あらかじめ解雇の予告を必要とする従業員）数が2,000人以下である法人）をいいます。

■受付期間

令和４年３月１０日（木）から同年５月３１日（火）まで（消印有効）

２　申請要件

本支援金の申請要件は、次のいずれも満たすものとします。

（１）申請者は、宮崎県内に主たる事業所（※１）を有する中小法人（※2）、又は納税地を宮崎県内としている個人事業者（※３）であること。
（※１）法人の場合は、原則として本店のことをいいます。
（※２）「中小法人」とは、資本金の額及び出資の総額が１０億円未満である法人（資本金等の額が定められていない場合は、常時使用する従業員（労働基準法第20条の規定に基づきあらかじめ解雇の予告を必要とする従業員）数が2,000人以下である法人）をいいます。
（※３）確定申告を県外の自宅住所で行っている場合で、宮崎県内に主たる事業所（店舗等）を置いている場合は、官公署等の発行する書面、所得税青色申告決算書又は同白色申告に係る収支内訳書の「事業所所在地」欄により、そのことが確認できる場合のみ対象となります。

（２）酒類製造免許、酒類販売業免許（酒類小売業免許又は酒類卸売業免許）のいずれかを取得したうえで、令和３年12月31日（ただし、令和４年２月分の申請を行う場合は令和４年１月31日、令和４年３月分の申請を行う場合は令和４年２月28日）以前から開業しており、申請日現在で営業の実態があり、今後も事業継続の意向を持っていること。

（３）国のまん延防止等重点措置等の本県への適用に伴い、措置対象地域にある**酒類の提供を停止した飲食店等と直接または間接の反復継続取引（※）を行っている**こと。
（※）「反復継続取引」とは、対象月までの１年間に複数回の取引を行っていることをいいます。

（４）飲食店等との取引以外も含めた事業者の総売上（※１）について、**対象月の売上額が基準月の売上額に比較（※２）して30%以上減少していること**。
（※１）総売上には、国や自治体等からの給付金・支援金・補助金等は含みません。
（※２）対象月の前年同月２日以降に開業した場合は、基準月の売上額に代えて、開業日以降令和３年12月まで（令和４年１月又は２月に開業した場合は、開業日以降対象月の前月まで）の総売上を月数（開業した月は開業日によらず一月とします。）で除した額と比較します（以下「新規開業特例」といいます。）。

（５）宮崎県から、検査又は説明の求めがあった場合は、これに応じるとともに、宮崎県が他の官公署から照会を受けて、必要と認める場合に、本申請で得た情報を提供することに同意すること。

（6）以下のいずれにも該当しないこと。

① 公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体

② 支援金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断する者

（7）申請者自身又は申請事業者の代表者、役員若しくは使用人その他の従業員・構成員等が、宮崎県暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画する等直接的又は積極的に暴力団等に関与していないこと。

＜留意事項＞

以下の協力金・支援金の対象となる事業者は、次のとおり注意が必要です。

① **飲食店等への営業時間の短縮要請に関する協力金**の対象となる事業者は、本支援金の**支給対象外**となります。

② **県内事業者緊急支援金**との**重複受給は可能**です。

３　申請から支給までの流れ等

■申請書類等の作成・準備

本要領や提出書類チェックシートを参照して、申請書類の作成と添付書類を準備してください。

■申請書類等の提出

別紙１又は別紙２の「申請に必要な書類」に示す申請書類及び添付書類について、必要な書類全てを郵送等（※）にて提出してください。

申請書類等は事業者により異なりますのでご注意ください。

なお、書類はA4サイズに統一し、提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。

（※）レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で送付してください。
申請書類等の返却はいたしません。

■書類等の保存

申請書類や添付書類の控えのほか、本要領２（申請要件）の（３）及び（４）の根拠となる帳簿類や通帳等について、**申請の日から７年間保存**してください。

上記の帳簿類や通帳等については、提出する必要はありませんが、必要に応じて提出を求めることがあります。

■審査

必要書類に不足がないか、支給要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ補正や追加の書類提出を求める連絡を行います。

また、必要があれば申請書類等に関して説明を求めることがあります。

■支援金の支給

支援金の支給の決定についての通知は行いません。所要の審査を行い、要件の確認ができ次第、御指定の口座へ順次支援金を振り込みます（通常３週間程度かかります。）。

支給（振込み）を行った旨の通知も行いませんので、３週間から４週間後を目処に御指定の口座への入金を御確認ください。なお、口座へ入金の際には、通帳に「ミヤケンオールミヤザキエ」と表示されます。

４　その他

■支援金の返還

支援金を受給した事業者が支給要件を満たさないことが判明した場合、その他不正が判明した場合等には、支援金を返還していただきます。

虚偽申請や不正受給等については、支援金の支給を受けた申請者名等を警察へ通報します。

■留意事項

支援金による収入は、法人税及び所得税における課税対象となり、消費税は不課税となりますので御注意ください。

〈酒類販売事業者等緊急支援金の支給イメージ〉

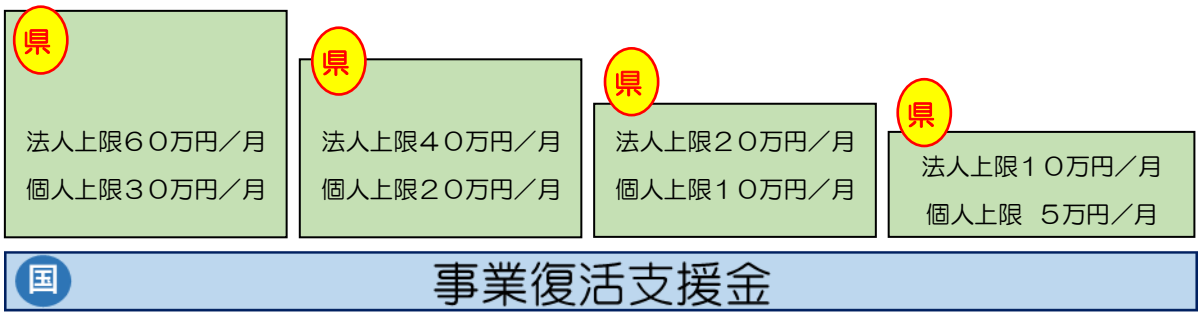

※基準月を含む事業年度の年間売上額が１億円超の事業者は、支給上限額を 1.5 倍に引き上げる

別紙１　申請に必要な書類【対象月の前年同月１日以前に開業されている場合】

※　各書類の「写し」については、数字や文字が読みとれる状態での提出をお願いします。読みとりが困難な場合は再提出を求めることとなるため、審査が遅くなりますのでご注意ください。

※　事業の状況に応じ、以下の書類のほかに追加してその他の書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

提出書類一覧	
１	◆宮崎県酒類販売事業者等緊急支援金支給申請書兼請求書【様式第１号】 記載例を参考に必要事項を記載してください。
２	◆支援金支給額計算書【様式第２号（その１）】 記載例を参考に必要事項を記載してください。
３	◆誓約書【様式第３号】 必ず申請者本人が自署してください。 法人の場合は、代表者又は本申請の内容に全面的に責任を持つ方が自署してください。
４	◆酒類販売業免許通知書又は酒類製造免許通知書等の写し 酒類販売業や酒類製造の免許を取得した際に交付された酒類販売業免許通知書又は酒類製造免許通知書を提出してください。当該通知書を紛失している場合には、事業者名、住所（所在地）、免許種類が確認でき、税務署の収受印等が押印されている書類（※）の写しを提出してください。 （※）酒類販売・酒造の免許に関する証明書、直近の「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書、直近の酒税納税申告書、酒類販売管理者の選任（解任）の届出書、酒類販売移転許可通知書などがあります。 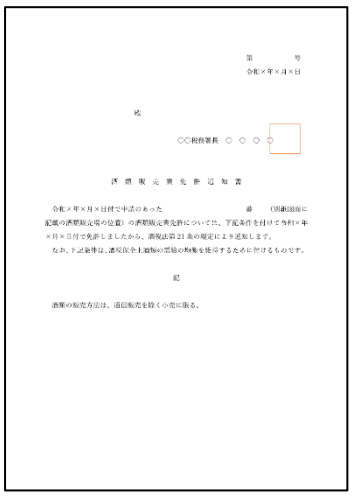 免許通知書の例
５	◆対象地域にある飲食店等との反復継続取引がわかる書類 国のまん延防止等重点措置等の対象地域（宮崎県内）にある酒類の提供を停止した飲食店等（※１）と、対象月までの１年間に直接または間接の反復継続取引を行っていることがわかる書類（※２）の写しを提出してください。また、飲食店等と間接取引を行っている場合には、飲食店等との取引関係者について【様式第4号（その１）】を作成して提出してください。 （※１）取引先となる飲食店等が措置期間中に酒類の提供を停止していたかどうかは、申請者自身で確認してください。 （※２）納品書の控え、領収証の控え等で取引者双方の名称、取引年月日が確認できるものとします。これらの書類がない場合は、飲食店等との取引に係る確認書【様式第４号（その２）】を取引先飲食店等から記入・押印いただいた上で提出してください。

６	◆対象月と平成３１年同月、令和２年同月又は令和３年同月の売上台帳等の写し 対象月のうち、申請要件の（４）を満たす月について、対象月並びに基準月の事業者全体の月別売上額（※１）がわかる売上台帳等（※２）の写しを提出してください。 売上台帳等には、年月や売上額の合計額とその内訳を明確に記載してください。 なお、売上台帳等の作成に用いたレジの日計表、会計伝票などの根拠書類は、後日、調査させていただく場合がありますので、申請の日から7年間大切に保存しておいていください。 （※１）事業所が複数ある場合には、全ての事業所の売上げの合計額になります。 （※２）売上台帳として確認できる書類としては、経理ソフトから抽出した売上データやエクセル等で作成した売上データ等が挙げられます。給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は売上台帳としては認められませんが、根拠書類となりますので保存が必要です。
７	◆確定申告書の写し 営業の実態確認のため、法人の場合は直近の法人税の申告の際に提出した「法人税の申告書（別表一）」及び「法人事業概況説明書」の控え（１，２ページのみ）の写しを、個人事業者等の場合は令和３年分の「所得税の申告書B（第一表）」の控えの写しを提出してください。 また、基準月を含む事業年度の年間売上額確認のため、基準月を含む年（度）の同上申告書の控えの写しを提出してください。 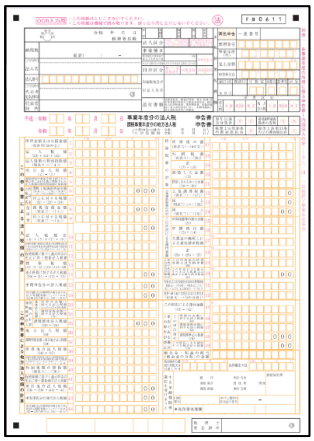 法人税申告書（別表一） ＋ 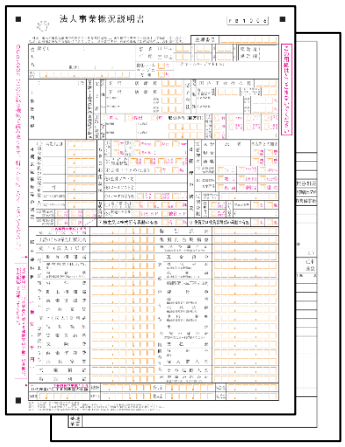 法人事業概況説明書 【法人の場合】 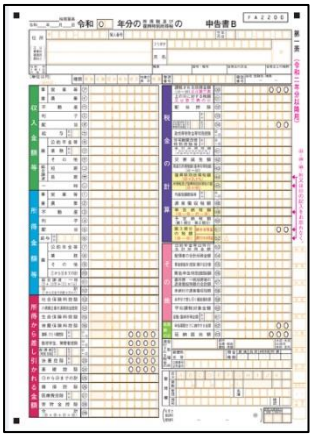 所得税確定申告書Ｂ（第一表） 【個人事業者等の場合】
８	◆本人確認書類等の写し 法人の場合は履歴事項証明書の写しを、個人事業者等の場合は申請者本人の運転免許証等の写しを提出してください。 運転免許証やマイナンバーカード等の身分証明書がない場合は、パスポート（※１）や健康保険証等の写しでも申請可能ですが、現住所が確認できる書類（※２）を併せて提出してください。なお、住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。また、マイナンバーカードの個人番号や健康保険証の保険者番号等の個人が識別できる番号についてはマスキングした上で提出してください。

	（※１）パスポートについては、令和２年２月以降現住所の表示がなくなっており、それ以前に発行されたものも現住所の変更の必要性がなくなっていますので、別途現住所を確認する書類が必要です。 （※２）例えば、住民票、氏名・住所が明記された公共料金の領収書等です。
９	◆通帳の写し 支援金の振込みを希望する、申請者本人（法人の場合は当該法人）名義の口座の通帳のオモテ面と１・２ページ目部分の写しを提出してください。 電子通帳やインターネットバンキングの場合についても、必ず以下の全ての項目が確認できる画面を印刷して添付してください。 ①金融機関名、②支店名、③口座種別、④口座番号、⑤口座名義（漢字、フリガナ） 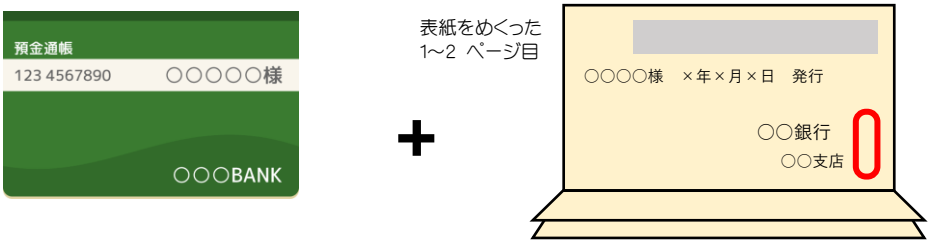
10	◆提出書類チェックシート【様式第５号（その１）】 チェックシートを活用し、提出書類に不足がないよう確認を行ってください。 提出書類は、チェックシートの順に並べて提出してください。

※　申請に必要な書類に関する相談は、以下の相談窓口にて受け付けております。
　　受付時間内にお電話にてお問い合わせください。

＜提出先・お問い合わせ先＞
宮崎県小売酒販組合連合会
　〒880-0801　宮崎市老松2丁目1番12号1階
　電話番号：０９８５－２６－３５６７　９時から１７時まで（土日祝を除く）

別紙２　申請に必要な書類【対象月の前年同月２日以降に開業されている場合】

※　各書類の「写し」については、数字や文字が読みとれる状態での提出をお願いします。読みとりが困難な場合は再提出を求めることとなるため、審査が遅くなりますのでご注意ください。

※　事業の状況に応じ、以下の書類のほかに追加してその他の書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

<table>
<tr><th colspan="2">提出書類一覧</th></tr>
<tr><td>１</td><td>◆宮崎県酒類販売事業者等緊急支援金支給申請書兼請求書【様式第１号】
記載例を参考に必要事項を記載してください。</td></tr>
<tr><td>２</td><td>◆新規開業特例計算書【様式第２号（その１）、第２号（その２）】
記載例を参考に必要事項を記載してください。</td></tr>
<tr><td>３</td><td>◆誓約書【様式第３号】
必ず、申請者本人が自署してください。
法人の場合は、代表者又は本申請の内容に全面的に責任を持つ方が自署してください。</td></tr>
<tr><td>４</td><td>◆酒類販売業免許通知書又は酒類製造免許通知書等の写し
酒類販売業や酒類製造の免許を取得した際に交付された酒類販売業免許通知書又は酒類製造免許通知書を提出してください。当該通知書を紛失している場合には、事業者名、住所（所在地）、免許種類が確認でき、税務署の収受印等が押印されている書類（※）の写しを提出してください。
（※）酒類販売・酒造の免許に関する証明書、直近の「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書、直近の酒税納税申告書、酒類販売管理者の選任（解任）の届出書、酒類販売移転許可通知書などがあります。
 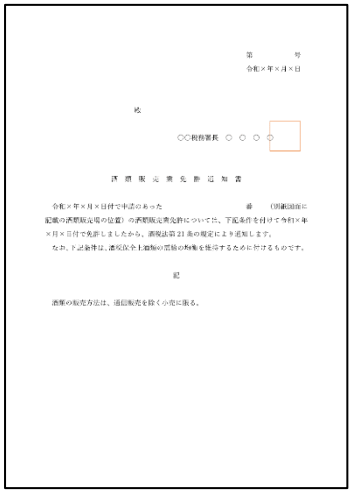
免許通知書の例</td></tr>
<tr><td>５</td><td>◆対象地域にある飲食店等との反復継続取引がわかる書類
国のまん延防止等重点措置等の対象地域（宮崎県内）にある酒類の提供を停止した飲食店等（※１）と、対象月までの１年間に直接または間接の反復継続取引を行っていることがわかる書類（※２）の写しを提出してください。また、飲食店等と間接取引を行っている場合には、飲食店等との取引関係者について【様式第4号（その１）】を作成して提出してください。
（※１）取引先となる飲食店等が措置期間中に酒類の提供を停止していたかどうかは、申請者自身で確認してください。
（※２）納品書の控え、領収証の控え等で取引者双方の名称、取引年月日が確認できるものとします。これらの書類がない場合は、飲食店等との取引に係る確認書【様式第４号（その２）】を取引先飲食店等から記入・押印いただいた上で提出してください。</td></tr>
</table>

6	◆開業以降対象月までの売上台帳等の写し 対象月のうち、申請要件の（4）を満たす月について、開業以降令和3年12月まで（令和4年1月又は2月に開業した場合は、対象月の前月まで）の事業者全体の月別売上額（※1）がわかる売上台帳等（※2）の写しを提出してください。 売上台帳等には、年月や売上額の合計額とその内訳を明確に記載してください。 なお、売上台帳等の作成に用いたレジの日計表、会計伝票などの根拠書類は、後日、調査させていただく場合がありますので、申請の日から7年間大切に保存しておいていくださ い。 （※1）事業所が複数ある場合には、全ての事業所の売上げの合計額になります。 （※2）売上台帳として確認できる書類としては、経理ソフトから抽出した売上データやエクセル等で作成した売上データ等が挙げられます。給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は売上台帳としては認められませんが、根拠書類となりますので保存が必要です。
7	◆法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し 開業時に管轄の税務署へ提出した法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等の届出書の写しを提出してください。 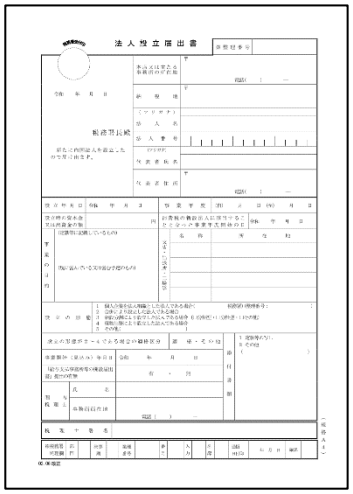 法人設立届出書 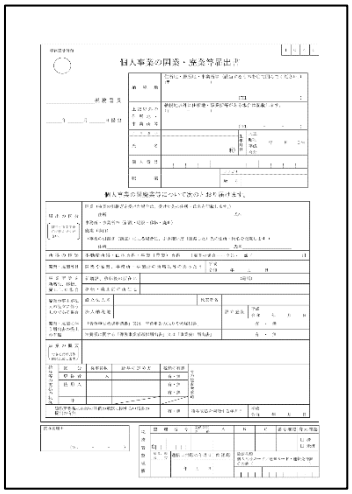 開業・廃業届出書
8	◆本人確認書類等の写し 法人の場合は履歴事項証明書の写しを、個人事業者等の場合は申請者本人の運転免許証等の写しを提出してください。 運転免許証やマイナンバーカード等の身分証明書がない場合は、パスポート（※1）や健康保険証等の写しでも申請可能ですが、現住所が確認できる書類（※2）を併せて提出してください。なお、住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。また、マイナンバーカードの個人番号や健康保険証の保険者番号等の個人を識別できる番号についてはマスキングした上で提出してください。 （※1）パスポートについては、令和2年2月以降現住所の表示がなくなっており、それ以前に発行されたものも現住所の変更の必要性がなくなっていますので、別途現住所を確認する書類が必要です。 （※2）例えば、住民票、氏名・住所が明記された公共料金の領収書等です。

９	◆通帳の写し 　支援金の振込みを希望する、申請者本人（法人の場合は当該法人）名義の口座の通帳のオモテ面と１・２ページ目部分の写しを提出してください。 　電子通帳やインターネットバンキングの場合についても、必ず以下の全ての項目が確認できる画面を印刷して添付してください。 　①金融機関名、②支店名、③口座種別、④口座番号、⑤口座名義（漢字、フリガナ） 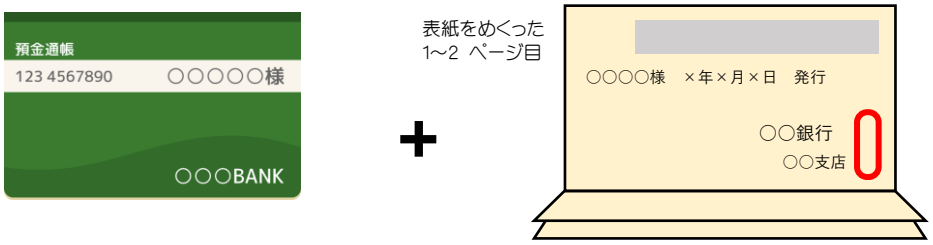
10	◆提出書類チェックシート【様式第５号（その２）】 　チェックシートを活用し、提出書類に不足がないよう確認を行ってください。 　提出書類は、チェックシートの順に並べて提出してください。

※　申請に必要な書類に関する相談は、以下の相談窓口にて受け付けております。
　　受付時間内にお電話にてお問い合わせください。

＜提出先・お問い合わせ先＞
宮崎県小売酒販組合連合会
　〒880-0801　宮崎市老松2丁目1番12号1階
　電話番号：０９８５－２６－３５６７　９時から１７時まで（土日祝を除く）